

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

NO	2	保険料賦課事務の網羅性	部課名
			保健福祉部国保年金課
監査の結果			措置状況
<p>4. 今回の再賦課計算の業務は、次のような状況にあった。</p> <p>(1) 今回の再賦課計算の手続は、平成 18 年 12 月 25 日のデータリストに基づき当初計算及び計算後の検証が行われている。そのため、平成 18 年 12 月 25 日のデータリスト上に異なる時点での確認の記録が記入されているが、どの時点においてどのような確認が行われたかについて明確な区分は行われておらず、監査人が事後的に記録の内容を確認する場合には、各担当者の記憶に頼らざるを得ない状況であった。</p> <p>(2) 今回の再賦課計算において複数人により作業が行われているが、再賦課計算を行うに当たり各担当者に対する業務指示書を作成し、業務の統一化を図る必要があったと考えるが、業務指示書は監査人に提出されておらず、実際の業務手続上の記録には各担当者間の統一性は認められなかった。</p> <p>(3) 平成 18 年 12 月 25 日の手作業による判断結果に対し、平成 19 年 1 月 26 日のシステム上の再賦課計算の結果、数件の増加要因及び減少要因が発生している。具体的な増減要因は前述したとおりであるが、その内容については、当該内容が記録された当時の資料に基づくものではなく、監査の実施過程の平成 19 年 12 月中に担当者の記憶に基づき復元されたものである。</p> <p>また、上述した減少要因として、異なる条件で二重に抽出されていたため、件数をダブルカウントしてしまったものが 1 件あったが、実際には異なる条件で二重に抽出された</p>			<p>事務処理上のミスが発見された場合、速やかに職員から係長へ、係長から課長へ報告をすることを徹底しました。</p> <p>課長へ報告することにより、組織としての対応策を決定しています。</p> <p>12 月 15 日に賦課計算誤りが判明し、12 月 25 日に該当者を判定するリストを情報システム課が打出しチェックをしました。</p> <p>賦課計算の再計算処理を行うに当たり、誤った計算方法の結果と正しい計算方法の結果をつき合わせてその差を保険料賦課誤りと判断しました。</p> <p>その結果に基づき該当者の確定をしました。今回の指摘を受け、検証の記録や資料の整備をするように努めます。</p>

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

ものがもう 1 件あり、これについては平成 18 年 12 月 25 日の段階で事実が把握できたため、616 件のカウントからは除いたという話が担当者より行われた。これは、監査人からの当該事実の指摘に基づき、記憶に基づく回答を得た結果であり、平成 18 年 12 月 25 日のデータリスト上は両者の違いは明確に記録されていなかった。

今回の再賦課計算等の一連の業務について、再賦課計算の迅速化には配慮が行われているものの、計算の妥当性に係る記録や資料の整備にも配慮が行われていたといえる状況ではなかった。この点に関し、再度の計算誤り等を防止する観点からすれば、計算結果の検証作業についても事前に内部検証体制を整備した上で実際の業務に着手する必要がある。

今回の再賦課計算については、緊急的な対応という時間的な制約の下で行われた業務ではあるが、そのような状況であればこそ慎重な対応が要求される。必要に応じて、作業過程においての検証及び事後的な検証は、いずれも実施記録に基づき行われるため、作業過程はわかりやすく何を何時どのように行い、その結果はどうかを確実に記録されるべきである。

業務遂行上の記録の整備も含め、さらに慎重な対応が行われるように配慮されたい。

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

NO 3-1	国民健康保険システム改造費用等(総務費)について	部課名 経営管理部情報システム課
監査の結果		措置状況
<p>平成 19 年 2 月 22 日に締結した契約に関して、業者と大田区(情報システム課、国保年金課)とのシステム改造に係る協議は、事実発覚後の平成 18 年 12 月 15 日以降直ちに実施されており、遅くとも平成 19 年 1 月 26 日の再賦課計算の終了までに業者としての作業は大筋で完了していたと考えられる。しかし、平成 19 年 2 月 22 日に契約が締結され、納期に基づき代金の支払が行われている点は事実と相違していると言わざるを得ない。</p> <p>今回の対応は、急を要したことについては、一定の理解を示せるものの、今回の再賦課計算のプロセスにおいて最も重要と考えられる再賦課計算終了後の日付で契約が締結され、納期が決定されている点には疑問が残る。本来であれば、詳細な契約条項を決定した上での契約は、時間的には不可能であったと考えるが、今回の作業に係る全般的な方向性や委託する業務の概要について仮契約等を締結することは可能であったと推測する。</p> <p>事実在即した適切な処理をされたい。</p>		<p>期 日 「平成 20 年度内」</p> <p>従来は、仕様(要件定義)の検討から開発・導入作業まで一括請負契約を行なっていましたが、国などから提示される業務仕様の提示が遅れることが多いため、ご指摘のとおり、契約の締結が作業開始と前後してしまうことがありました。</p> <p>このため、既に平成 19 年度より民間で進んでいる契約方式を参考に「段階別契約方式」の導入を試行してきました。</p> <p>この「段階別契約方式」は、開発委託作業を作業ステップごとに分割することにより、契約の早期締結と適正な作業見積を導出するというものです。</p> <p>平成 20 年度からは、契約規模の比較的大きな開発改修作業等について、この「段階別契約方式」を取り入れ、適性かつ効率的な予算執行に努めています。</p> <p>また、ご指摘のトラブル等の緊急時には、その時点で判明している作業内容で契約し、作業内容が確定し次第、契約変更を行なうとする柔軟な契約手法も検討しています。</p>

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

NO 3-2	国民健康保険システム改造費用等(総務費)について	部課名	
		経営管理部情報システム課	
監査の結果		措置状況	
<p>平成 19 年 2 月 1 日に締結した契約に関し、業者の作業は平成 18 年 5 月 26 日以前に業者の作業及び納品が完了している仕様変更等に関し、仕様変更等に係る検討から契約締結までに約 9 ヶ月間を要したことになる。長期間を要した背景には、国保年金課からの大田区事務規則第 18 条 3 項にいう執行委任の手続により歳出予算配当通知書の通知が 9 月になったこと、情報システム課で歳出予算配当通知書の受領後契約締結が遅れたことにある。今後は、歳出予算配当通知書の通知は迅速に行い、速やかに契約を締結して頂きたい。</p> <p>また、この執行委任に関しては、事業課と情報システム課との間で、業者等との契約内容及び契約時期の遅滞に関わる責任の所在等が不明確になることが懸念される。そのため、今後は、執行委任の手続制度を見直し、関係部局の責任関係を明確にし、事実即した契約を締結できるような仕組みを構築できるように検討して頂きたい。</p>		<p>期 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行委任手続き処理の見直し： 「平成 20 年度内」 ・ 運用体制の見直し： 「平成 22 年度末」 <p>執行委任の手続きの遅延により契約が遅れることのないよう、課内の事務処理手順の見直しを行ないました。</p> <p>執行委任の手続きに関しましては、「段階別契約手法」の採用に合わせて対象予算を段階別に執行委任し、事業課で予算執行状況を管理できるようにしました。併せて、執行委任依頼における事業課での承認過程や、予算面での責任関係を明確化する執行方式への変更作業を順次進め、ご指摘の国保年金課を始めとする各課との協議をほぼ完了しています。</p> <p>また、執行委任によるシステム改修を含むシステムの運用体制の見直しについて、平成 22 年度の基幹系システムの再構築を目的に抜本的に諸規程を含めて改正し、責任体制を明確化すべく検討を開始しています。</p>	

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

NO 3-2	国民健康保険システム改造費用等(総務費)について	部課名 保健福祉部国保年金課
監査の結果		措置状況
<p>1. 監査人は当初、前項目NO3-1に記述したとおり、開示された資料に基づき、平成19年2月1日契約分及び平成19年2月22日契約分の両者が、平成18年12月に判明した激変緩和措置の解釈誤りに関するシステム改造契約であると解釈していた。しかし、実際には両者は全く異なる不具合によるシステム改造に係る契約であり、平成19年2月1日契約分は、当初の賦課計算後に国保年金課での計算チェックにより計算相違として抽出された事実に対処したものであった。この点に関し、平成18年12月の激変緩和措置に係る解釈誤りの事実を把握した後、監査人は国保年金課に対し、この(平成18年12月判明分)事実以外に計算相違の事実がないか確認を行っている。その時の回答としては、その事実以外に計算相違の事実はないと判断できるものであった。</p> <p>本項目NO3-2の計算相違の事実は、システム改修に係る情報システム課への項目NO3-1の最終事実確認により判明した事実であり、この事実をもって監査人より確認を行うまで当該事実は国保年金課から監査人に示されなかった。</p> <p>平成18年12月に判明した激変緩和措置の解釈誤りに係る事実の開示については、項目NO2の【監査の結果又は意見】の1に記載したところであるが、結果的に区民に対する修正通知が発送されているか否かを問わず、計算相違に係る事実については、本来、できるだけ速やかな時期に監査人に計算相違に係る事実説明が行われるべきであった。</p> <p>よって、監査人としては、当該計算相違に基</p>		<p>国保年金課では、システム改修における契約は行っていないため、改修費用についての内容の把握を行っていませんでした。</p> <p>システム改修における契約について、関係部局と連携をとり、ご指摘の点を改善すべく努力してまいります。</p>

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

<p>づく修正処理が正しく行われたかどうかの検証 ないし確認はできなかった。</p>	
<p>2 .平成 19 年 2 月 1 日に締結した契約に関し、当初の契約締結からわずか 20 日で仕様変更の検討が行われ、その結果として 3,811,500 円の追加の資金負担が発生している。また、上述した端数処理のタイミング、軽減判定所得の計算に当たっての不具合について、予め充分慎重な検討を行っていれば、当初の仕様において対応が可能であり、1,501,500 円の資金負担は生じなかったと考える。今後は、当初システムの仕様決定に当たっては、費用対効果の観点も考慮の上、今以上に慎重な検討を行い、当初契約後即座に仕様変更等の検討を行うことのないよう注意を払って頂きたい。特に、当初の検討が不十分であったことにより、仕様変更等に伴う追加資金負担が生じた場合、それは区民に影響を与えることになることを真摯に受け止めて頂きたい。</p>	<p>追加負担が生じないように、仕様を確認する時点で注意をしましてまいります。</p>

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

NO 5	保険証の戻り要因と特別出張所の窓口との連携等について	部課名
		保健福祉部国保年金課
監査の結果		措置状況
<p>(3) 戻り証については、個人情報の保護等の観点からも常時鍵のかかる場所に保管すべきである。</p>		<p>戻り証につきましては、保険証を回収した年月日の入力や入力してある年月日の確認等を行うため、業務中は鍵をかけていない執務室に保管管理して事務処理を行います。</p> <p>業務終了後は、鍵のかかる場所に保管しています。</p>

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

NO	14	保険料の減免について	部課名																															
			保健福祉部国保年金課																															
監査の結果			措置状況																															
<p>3. 「大田区国民健康保険事業実績（平成 19 年 7 月末日現在）」19 ページの「一般減免」欄の金額と 42 ページの免除金額について、次の通り記載されており、平成 17 年度と平成 18 年度における一般減免と一部負担金の減免の件数及び金額が同一となっていることが、監査の実施過程において判明した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成 15 年度</th> <th>平成 16 年度</th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19</td> <td>件数</td> <td>28</td> <td>53</td> <td>29</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>ページ</td> <td>金額</td> <td>1,622,786</td> <td>1,811,569</td> <td>8,081,513</td> <td>2,774,772</td> </tr> <tr> <td>42</td> <td>件数</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>ページ</td> <td>金額</td> <td>7,034,406</td> <td>8,518,650</td> <td>8,081,513</td> <td>2,774,772</td> </tr> </tbody> </table> <p>この点に関し、担当部局に内容の確認を依頼した結果、19 ページの金額に関し、42 ページの金額を誤って記載したということが判明した。当該事業実績は、公表統計資料であり、区議会等への報告も行われていることからその内容については、事実に基づいた適正な記載であることが要求されるため、その記載内容については十分な確認の後に公表されたい。</p>					平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	19	件数	28	53	29	8	ページ	金額	1,622,786	1,811,569	8,081,513	2,774,772	42	件数	30	22	29	8	ページ	金額	7,034,406	8,518,650	8,081,513	2,774,772	<p>資料の作成等にあたって、誤りがないように十分な確認を行います。</p>	
		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度																													
19	件数	28	53	29	8																													
ページ	金額	1,622,786	1,811,569	8,081,513	2,774,772																													
42	件数	30	22	29	8																													
ページ	金額	7,034,406	8,518,650	8,081,513	2,774,772																													

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

NO 19	不当利得の返還金の処理について	部課名 保健福祉部国保年金課
監査の結果		措置状況
<p>5. 不納欠損処理の根拠は、消滅時効 5 年（地方税法第 236 条第 1 項）であるため、平成 18 年度の不納欠損処理の対象は、平成 13 年度調定の収入未済額である。平成 13 年度調定額と平成 16 年度からの調定漏れ額との間には直接的な因果関係はないため、過年度の調定漏れ額との調整を目的として不納欠損処理を行わないことは適切な処理であるとは言いがたい。</p> <p>また、平成 19 年 6 月 1 日に起案決定された滞納繰越分の繰越に関して、本来、調定金額から収納金額を控除した収入未済額を繰り越すことが、事実に基づいた適正な処理である。そのため、調定漏れが生じていたことを理由に各年度の繰越金額を比率に基づき計上することは適正な処理であるとは言えない。さらに、その後の年度の不納欠損額は、比率に基づき計算された金額に基づき行われることになるため、将来の各年度において不納欠損処理される金額も計算上の金額となる。</p> <p>本来、会計には取引事実を忠実に反映させる必要があるが、今回の処理は、比率によって算出された金額に基づき繰越額を計上することにより、把握可能な場合であるにもかかわらず、比率計算により事実が作り出されたことに相当する。</p> <p>平成 18 年度「歳入歳出決算概要説明書」国民健康保険特別会計の一般保険者返納金及び退職被保険者等返納金に係る不納欠損額は 0 となっていたこと、平成 19 年 6 月 1 日の滞納繰越分の繰越起案が比率に基づく按分計算額により行われたことは、平成 16 年度から平成</p>		<p>平成 15～17 年度の歳出戻入分返納金収入未済の各繰越調定において、財務会計システムへの平成 16～18 年度の調定処理漏れについては、平成 20 年 3 月 26 日付け「19 保福国発第 12058 号決定」により、内容訂正及び財務処理を済ませました。</p> <p>さらに、平成 20 年 5 月 30 日付け「20 保福国発第 10564 号決定」により、退職・一般分の平成 13 年度～19 年度の不当利得返還請求した保険給付のうち、消滅時効が成立したものについて不納欠損処理を行いました。</p>

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

<p>18 年度の調定漏れに起因しているが、当該調定漏れが判明した段階で、事実に基づき速やかに調定処理を行わなかった結果、更に誤った処理が行われたと言わざるを得ない。したがって、今後速やかに調定漏れの金額の調定を行うと共に、各年度の内訳金額について事実に基づく計上金額にされたい。</p> <p>なお、滞納繰越分の起案に関して、平成 19 年 6 月 1 日起案分については、その起案上、過年度の調定漏れに係る調整を行う旨の記述があり、調整が行われている。しかし、平成 18 年度の起案分については、その起案上、過年度の調定漏れに係る調整を行う旨の記述がないにもかかわらず、繰越額に係る内訳金額の訂正が行われていた。事実を明確に記載し、各起案の整合性を図られたい。</p>	
<p>6 . 国保年金課当初作成の事業実績上の金額について、監査人による監査の実施過程において、次の誤りが判明した。</p> <p>(1)平成 18 年度の調定金額に退職分が含まれていなかった。</p> <p>(2)平成 15 年度から平成 17 年度の現年分及び滞納繰越分についてそれぞれ金額が逆に転記されていた。</p> <p>他でも述べたとおり、当該事業実績は、公表統計資料であり、区議会等への報告も行われていることからその内容については、事実に基づいた適正な記載が要求されるため、その記載内容については十分な査閲の後に公表されたい。</p>	<p>事業実績の作成に当たっては、事業係と管理係とで連携を密にして、記載内容に誤りがないように、充分注意してまいります。</p>

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

7.平成 17 年 6 月 2 日に起案決定を行った「不当利得金の収入未済の繰越調定」の起案書上に添付されている退職者分の内訳及び合計金額は次のとおりであった。

調定年度	件数	金額
平成 12 年度	35 件	220,770 円
平成 13 年度	29 件	295,775 円
平成 14 年度	1 件	10,164 円
平成 15 年度	5 件	191,870 円
平成 16 年度	15 件	93,604 円
合計	85 件	709,724 円

内訳金額合計は、実際には 812,183 円となるが、当該起案における繰越は 709,724 円となっており、繰越合計金額とその内訳金額が対応しないまま処理が行われていた。起案の点検を慎重にされたい。

起案内容の点検については、起案者及び決定関与者双方が確認を行い、正確を期してまいります。

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

NO	21	出産育児一時金及び出産費資金貸付について	部課名	
			保健福祉部国保年金課	
監査の結果			措置状況	
<p>1. 出産費資金貸付金の平成 19 年 3 月 31 日現在の債権残高のうち、平成 17 年度以前に貸し付けが行われたが、平成 19 年 3 月 31 日現在で未精算の者が 7 名いた。その者に対する区の対応状況は次の通りである。</p>				
	<p>国保年金課等での対応状況</p>			
1	<p>平成 14 年 8 月に貸付。出産の事実が確認できなかったため、平成 15 年 1 月から 4 月に分けて 3 回に文書にて連絡のお願い。平成 15 年 4 月返還請求。平成 16 年 12 月区からの事務連絡として本人に連絡のお願い。平成 19 年 11 月返還督促。</p>		<p>1 については、平成 20 年 7 月 11 日付け「20 保福国発第 10896 号決定」により、納入されないまま消滅時効が成立したため不納欠損処理を行った。予算措置の後に出産資金貸付基金への繰り入れを行います。</p>	
2	<p>平成 16 年 3 月貸付。平成 16 年 3 月に他市へ転出。出産育児一時金の交付要件を満たさなくなったため、平成 16 年 3 月に出産資金貸付金の返還通知を発送。平成 16 年 12 月に返還督促。平成 19 年 11 月に返還督促。</p>		<p>2 については、他の債権とあわせて督促を定期的に行い、債権回収に努めてまいります。</p>	
3	<p>平成 16 年 6 月に貸付。国外出産後、平成 18 年入国、外国人登録、国保加入。平成 19 年 11 月出生証明書及び提出遅延理由書を受理し、11 月に出産育児一時金 7 万円（残金）を支出した。</p>			
4	<p>平成 17 年 5 月に貸付。平成 17 年 5 月に他市へ転出。その後の督促なし。出産育児一時金の交付要件を満たさないため、平成 19 年 11 月に出産資金貸付金の返還請求。同年 11 月基金収納済み。</p>			
5	<p>平成 17 年 10 月に貸付。平成 17 年出産後に窓口来所。保険料未納分があったため収納課と相談。その後未処理。平成 19 年</p>			

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

	11 月に出産育児一時金の支給にかかる起案、差額 70,000 円を振込支給。	
6	平成 18 年 10 月に貸付。平成 18 年 11 月に転出。平成 19 年 11 月に返還請求。	
7	平成 18 年 3 月に貸付。平成 18 年 5 月に振込にて出産育児一時金として、350,000 円を支給。結果、280,000 円が重複支給となっていたことが、監査の実施過程において判明した。平成 19 年 11 月に重複支給金額に係る返還請求のための起案。	
<p>上記債権のほとんどについて、平成 16 年 12 月 16 日以降平成 19 年 10 月 31 日までの間の期間において、精算のための債権者への督促等が継続的に行われていたとは言い難い。ほとんどの債権者に対する対応は、監査手続の進行過程に応じて、平成 19 年 11 月 6 日以降に行われたものである。特に、7 の債権に係る重複支給に関しては、監査手続の実施過程において判明したものであり、国保年金課では監査人からの指摘が行われるまで、当該事実を把握していなかった。</p> <p>この点に関しては、出産費資金貸付時に出産育児一時金の支給申請書も同時に受領していることから、区の歳出状況からすれば、出産育児一時金 350,000 円 - 出産費貸付金 280,000 円 = 差額 70,000 円に係る支払をいつ行うかであり、280,000 円については必ずしも回収を要する金額ではない。そのため、現状のような対応になっていると考えられる。</p> <p>このような対応となっている点については、一定の理解を示せるものの、形式的には貸付制度である点から判断し、貸付金額の精算状況について定期的な見直しを行い、精算が長期にわたり滞留している債権については、必要に応じて借受者に督促を行い、督促状況等を管理台帳記録等により整備を行われたい。</p>		<p>6 につきましては、本人より離婚による生活困窮状態にあるため、分割納付したい旨の相談がありました。月毎の支払可能額を話し合い、分納の納付書を再度送付しました。</p> <p>7 一括納付は困難との申し出があったため、月毎の支払い可能額を話し合い、分納の納付書を再度送付しました。</p> <p>出産費資金貸付金未清算債権については、今後も定期的に督促を行ってまいります。また「出産育児一時金委任払い貸付管理台帳」を作成して出産予定日が近くなったものや、予定日が過ぎたものをチェックし、精算が長期に渡って滞留している債権がないように管理を行ってまいります。さらに、収支命令書作成担当係とも連携をとりながら定期的に清算が長期に渡って滞留している債権がないか確認してまいります。</p>

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

<p>2. 出産費資金貸付制度に係る借受者が、出産前に区外へ転出した場合、大田区からは出産育児一時金の支給が行われなため、出産費資金貸付制度対象者要件を満たさない。この場合、大田区国民健康保険出産費資金貸付条例第 13 条に基づき、出産費資金貸付金償還通知書（規則別記第 14 号様式）により償還命令が行われることになるが、当該償還命令により通知が行われた場合には、償還延滞金が発生するという理由等から、大田区としては償還命令という形式は選択されていなかった。</p> <p>この点に関して、大田区としての対応に関して一定の理解は示せるものの、貸付要件を満たさなくなった借受者に対しては、状況に応じて、償還延滞金の徴収も含め、条例等に基づく適切な対応を行われたい。</p>	<p>貸付要件を満たさなくなった借受者に対しては、状況に応じて、大田区国民健康保険出産費資金貸付条例第 13 条に基づき、出産費資金貸付金償還通知書により償還命令を行い、条例等に基づく適切な対応を行ってまいります。</p> <p>なお、償還滞金の取り扱いについては、その効果、実現可能性も含めて検討してまいります。</p>
<p>3. 「大田区国民健康保険事業実績（平成 19 年 7 月末日現在）」40 ページでは、「事業実績 18 年度 貸付件数 92 件 貸付金額 25,760,000」と記載されている。これに対し、出産費資金貸付受付処理経過記録簿、出産育児一時金貸付金（貸付分）起案綴りに基づく集計結果 88 件 24,640,000 円であった。両者の差額 4 件 1,120,000 円は、平成 18 年 6 月 29 日起案（18 区国年発第 10166 号）にて、出産育児一時金支払について、4 人分の 1,120,000 円を支払額から既貸付分を返済分として精算し、貸付基金の払出に振り替えた。しかし、実際には、支出から受け入れする処理が適正であった。そのため、平成 18 年 7 月 14 日（18 区国年発第 10235 号）起案にて訂正処理を行った。この処理に関し、貸付分及び精算分で 4 名分を二重にカウントし、事業実績に反映させていた。</p> <p>事業実績に関しては、件数を確定した後、その件数に 280,000 円を乗じた金額をそれぞれの金額として表示しているため、貸付及び精算件</p>	<p>事業実績の作成に当たっては、事業係と管理係とで連携を密にし、記載内容に誤りがないように、二重チェックを行い正確を期してまいります。</p>

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

数は実際とは異なるものの本年度末債権高には影響がなかった。

この点に関し、他の箇所でも触れているが、事業実績は、公表統計資料であり、区議会等への報告も行われていることからその内容については、事実に基づいた適正な記載であることが要求されるため、その記載内容については十分な確認の後に公表されたい。

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

NO 25	滞納処分関係	部課名 区民生活部収納課
監査の結果		措置状況
<p>2. 差押手続の遅延</p> <p>不納欠損処理を実施している案件について、その交渉経過を確認したところ、必要な差押の手続が適時実施されていないのではないかと懸念されるものが含まれている。</p> <p>国民健康保険料は2年間の消滅時効が法定されていることから、徴収に必要な手続は、適宜実施しなければならない。負担能力に欠ける場合は、保険料の減免等の手当てが準備されている。</p> <p>納期限内に納付を履行したものと公平性を担保することが、制度の信頼の確保から必要である。不納欠損という実質的な減免処理が徴収手続の厳格な適用をしなかったために実現されたということは、あってはならない。差押手続等の適時執行を行うことが必要である。</p>		<p>納付交渉の中で、納付に誠意のない滞納者については、適時、財産調査を行い、差押可能財産を発見した場合は、速やかに差押手続きを取り、納付に繋がるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、災害で大きな被害を受けたり、病気やケガで生活が一時的に大変苦しくなったりした場合には、保険料減免などの制度もあるため、国保年金課にご案内します。</p>

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

NO 26	執行停止関係	部課名 区民生活部収納課
監査の結果		措置状況
<p>1 . 生活困窮の理由を停止調査書の家計の状況で判断する限り、支出を抑えるところにより十分に困窮を軽減できる。その結果、返済は、可能と考えられる。生活困窮による執行停止とする場合には、合理的な証拠に基づいて決済されるべきであり、執行停止理由が証拠によって確認できない場合には、原則どおり収納すべきである。国民健康保険料等を納付している被保険者及び他の滞納者との公平性の観点からも、厳格な収納を図られたい。</p> <p>2 . 停止理由を裏付ける資料は、原則として、滞納処分執行停止決議書に添付されたい。</p>		<p>1 . 生活困窮を理由に停止する案件については、財産調査を行い、生活状況報告書の提出などに基づき、客観的・合理的な証拠を確認してまいります。</p> <p>執行停止理由が証拠によって確認できない場合は、納付方法などを相談のうえ、収納を促していきます。</p> <p>2 . 停止理由を裏づける資料は、別に保管している場合がありますが、今後は原則として滞納処分執行停止決議書に添付するよう改善していきます。</p>

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

NO 27	不納欠損関係	部課名 区民生活部収納課
監査の結果		措置状況
<p>国民健康保険料は、最終的に収納により完結するか、滞納処分の執行停止を経て不納欠損処理するしかない。</p> <p>大田区の不納欠損処理は、平成14年度以降平成18年までで、最高平成18年度18億45百万円、最低でも平成15年度の12億65百万円となっている。各年度でばらつきがあることがわかる。</p> <p>ばらつきの最大の要因は、時効分の財産なしと判断し、不納欠損処理したものである。この財産なしの判断は、滞納者の資力、負債の状況を適時に客観的に判断しなければならない。客観的に財産なしと判断されるものについては、速やかに不納欠損を実施し、滞納を累積させるべきではない。</p>		<p>各案件ごとに滞納者の資力、負債の状況を適宜、客観的に精査し、財産なしと判断されたものについては、速やかに不納欠損します。</p>

平成 19 年度包括外部監査における【監査の結果】に対する措置状況

NO 28	債権管理関係	部課名 区民生活部収納課
監査の結果		措置状況
<p>サンプリングした整理係 11 件では、問題のケースは次のものである。</p> <p>国外転出者、国内転出で滞納者を特定できないもの（3 件） 差押を逸しているもの（1 件） 差押の遅延で滞納者に財産を処分されたもの（1 件） 財産調査等の初期対応の遅れ、結果として、滞納者のペースで交渉したことにより、分納約束、不履行を繰り返され滞納額が増加しているもの（2 件）</p> <p>サンプリングした特別整理係 5 件では、問題のケースは次のものである。</p> <p>厳格な債権管理をしなかったことにより、交渉経過からすると滞納者のペースで交渉がなされ、結果として、分割納付、不履行を繰り返し滞納額が増加しているもの（4 件） 交渉経過からすると払う意思がない悪質な滞納者（1 件）</p> <p>早期の滞納整理を目標にしているが、初期の対応の遅れにより、有効な債権管理がされていないものが見受けられた。原則どおり、滞納債権が発生した場合には、滞納者と適時に連絡をとり、必要に応じて、財産調査、差押を実施すべきである。</p>		<p>滞納債権が発生した場合は、適時、滞納者に事情聴取を行い、滞納原因、生活状況、資産状況等の把握に努めていきます。</p> <p>財産があるのに納付に誠意のない滞納者に対しては、法令の手続きに基づいて速やかに差押えを行い、納付交渉を進めていきます。</p> <p>また、交渉により分納を約束した場合には、履行の監視を的確に行い、履行がない場合は、換価の手続きをとるなど具体的な滞納整理を進めていきます。</p>